

26監第12号

平成26年8月25日

大町市長 牛越 徹 様

大町市監査委員 山下 好 隆

同 大 厩 富 義

平成25年度大町市財政健全化審査及び経営健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成25年度大町市財政健全化審査及び経営健全化審査を実施したので、別紙のとおり意見書を提出します。

# 平成25年度財政健全化審査意見書

## 1 審査の対象

平成25年度決算に基づく健全化判断比率

①実質赤字比率 ②連結実質赤字比率 ③実質公債費比率 ④将来負担比率

## 2 審査の期日

平成26年8月18日

## 3 審査の方法

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

## 4 審査の結果

### (1) 総括意見

審査に付された下記の健全化判断比率は、いずれも適正に算定され、その算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているものと認められた。

(単位：%)

健全化判断比率	平成25年度	平成24年度	平成23年度	早期健全化基準
①実質赤字比率	—	—	—	13.19
②連結実質赤字比率	—	—	—	18.19
③実質公債費比率	10.6	13.3	16.2	25.0
④将来負担比率	52.9	64.2	66.3	350.0

(注) 「—」の表示は、実質赤字額及び連結実質赤字額がないことを示す。

### (2) 個別意見

#### ①実質赤字比率について

一般会計等の実質収支額が568,600千円の黒字であるため、実質赤字額はなく、標準財政規模10,958,286千円に対する比率は、△5.2%で、早期健全化基準の13.19%を下回っており良好な状態を示している。

②連結実質赤字比率について

すべての会計の実質収支額及び資金剰余額を合算すると、2,380,318千円の黒字であるため連結実質赤字額はなく、標準財政規模11,002,279千円に対する比率は、△21.6%で、早期健全化基準の18.19%を下回っており良好な状態を示している。

(単位：千円)

会 計 名	金 額	前年度	対前年増減
一般会計等実質収支額	568,600	694,966	△126,366
国民健康保険特別会計 実質収支額	117,351	84,100	33,251
後期高齢者医療特別会計 //	1,348	1,372	△24
公共下水道事業特別会計 //	87,707	21,614	66,093
農業集落排水事業特別会計 //	8,792	5,242	3,550
公営簡易水道事業特別会計 //	5,322	1,112	4,210
温泉宿泊施設事業特別会計 //	3	—	3
小 計	789,123	808,406	△19,283
水 道 事業会計資金剰余額	716,130	676,266	39,864
温泉引湯 //	216,111	215,247	864
病 院 //	77,225	674,250	△597,025
連結実質黒字額合計	1,798,589	2,374,169	△575,580

・水道事業会計は、流動資産836,442千円から流動負債120,312千円を控除した差額716,130千円が比率算定上の適用金額である。

・温泉引湯事業会計は、流動資産242,670千円から流動負債26,559千円を控除した差額216,111千円が比率算定上の適用金額である。

・病院事業会計は、流動資産984,950千円から流動負債907,725千円を控除した差額、77,225千円が比率算定上の適用金額である。資金の剰余額は、前年度に比べ大幅な減少となった。

この比率は、資金不足状態を算定対象としているため、累積欠損額2,750,239千円は、算定上含まれていない。

③実質公債費比率について

実質公債費比率は、標準財政規模（公債費等に対する交付税措置額控除後）に対する公債費の比率で、平成25年度の単年度では前年度より若干上昇し8.92%となった、実質公債費比率は、3ヶ年平均で算定することとされているため、平成23年度から平成25年度までの平均では、10.6%（23年度14.3%、24年度8.8%、25年度8.9%）となり、早期健全化基準(25.0%)を下回り、前年度に比較して2.7ポイント下がって

着実に改善が図られている。

④将来負担比率について

将来負担額は 30,742,284 千円で、地方債の償還がすすみ、前年度と比較して 735,802 千円減少している。

(単位：千円)

項目	負担額	前年度	対前年増減
一般会計等の地方債現在額	14,904,753	15,598,502	△693,749
債務負担行為に基づく負担見込額	32,163	79,286	△47,123
公営企業債等への繰入見込額	12,423,535	12,591,812	△168,277
退職手当負担見込額	3,100,670	3,057,618	43,052
広域連合等への負担見込額	281,163	150,868	130,295
将来負担額合計	30,742,284	31,478,086	△735,802

一方、充当可能財源等は 26,153,243 千円で前年度と比較して 257,332 千円増加となった。財政調整基金などの基金積立が 864,148 千円増となったことによるものである。

(単位：千円)

項目	金額	前年度	対前年度
財政調整基金など充当可能基金	4,143,940	3,279,792	864,148
都市計画税など充当可能特定財源	1,351,171	1,448,243	△97,072
基準財政需要額算入見込額(交付税措置見込額)	20,658,132	21,167,876	△509,744
充当可能財源合計	26,153,243	25,895,911	257,332

将来負担比率は、上記の将来負担額 30,742,284 千円から充当可能財源 26,153,243 千円を控除した残額 4,589,041 千円(将来負担すべき実質的な負債)が、標準財政規模 10,958,286 千円から算入公債費等の額 2,293,019 千円(公債費等に対する交付税措置額)を控除した残額 8,665,267 千円に対してどの位の割合になるかの比率で、52.9%となり、早期健全化基準の 350%を下回り前年度と比較して 11.3 ポイント改善されている。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

## 平成25年度公営企業会計経営健全化審査意見書

### 1 審査の対象

平成25年度決算に基づく資金不足比率

### 2 審査の期日

①水道事業会計	平成26年6月27日、8月18日
②温泉引湯事業会計	平成26年6月27日、8月18日
③病院事業会計	平成26年7月 1日、8月18日
④公共下水道特別会計	平成26年7月25日、8月18日
⑤農業集落排水事業特別会計	平成26年7月25日、8月18日
⑥公営簡易水道事業特別会計	平成26年7月25日、8月18日
⑦温泉宿泊施設事業特別会計	平成26年8月7・11・18日

### 3 審査の方法

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

### 4 審査の結果

#### (1) 総括意見

審査に付された下記の資金不足比率はいずれも適正に算定され、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

資金不足比率		平成25年度 (%)	経営健全化 基準 (%)	平成24年度 (%)
法 適 用	①水道事業会計	—	20.0	—
	②温泉引湯事業会計	—		—
	③病院事業会計	—		—
法 非 適 用	④公共下水道特別会計	—		—
	⑤農業集落排水事業特別会計	—		—
	⑥公営簡易水道事業特別会計	—		—
	⑦温泉宿泊施設事業特別会計	—		—

(注) 「—」の表示は、資金不足額がないことを示す。

## (2) 個別意見

資金不足比率は、各公営企業の資金不足額が各事業規模に占める割合を示すものである。

### ① 水道事業会計

流動資産から流動負債を差し引いた資金の剰余額は716,130千円で、資金不足はなく、経営健全化基準20%の範囲内で良好な状態にある。よって、特に指摘すべき事項はない。

### ② 温泉引湯事業会計

流動資産から流動負債を差し引いた資金の剰余額は216,111千円で、資金不足はなく、経営健全化基準20%の範囲内で良好な状態にある。よって、特に指摘すべき事項はない。

### ③ 病院事業会計

流動資産から流動負債を差し引いた資金の剰余額は77,225千円で、資金不足はなく、経営健全化基準20%の範囲内である。しかしながら、資金の剰余額は大幅に減り、厳しい資金収支となっている。営業活動によるキャッシュフローをプラスにすることが急務である。

### ④ 公共下水道特別会計

歳入額から歳出額を差し引いた資金の剰余額は87,707千円で、資金不足はなく、経営健全化基準20%の範囲内で良好な状態にある。よって、特に指摘すべき事項はない。

### ⑤ 農業集落排水事業特別会計

歳入額から歳出額を差し引いた資金の剰余額は8,792千円で、資金不足はなく、経営健全化基準20%の範囲内で良好な状態にある。よって、特に指摘すべき事項はない。

### ⑥ 公営簡易水道事業特別会計

歳入額から歳出額を差し引いた資金の剰余額は5,322千円で、資金不足はなく、経営健全化基準20%の範囲内で良好な状態にある。よって、特に指摘すべき事項はない。

### ⑦ 温泉宿泊施設事業特別会計

歳入額から歳出額を差し引いた資金の剰余額は3千円で、資金不足はなく、経営健全化基準20%の範囲内で良好な状態にある。よって、特に指摘すべき事項はない。